

令和5年度しまね食品産業連携プロジェクト事務局運營業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

島根県では、地域の多様な関係者が、農林水産物等を活用して社会的課題の解決と経済性が両立する新たなビジネスを創出する「しまね食品産業連携プロジェクト（しまねLFP）」を行う。

本プロジェクトは、地域の農林漁業者、食品製造事業者等の多様な関係者がそれぞれの経営資源を結集し、地域の農林水産物等を活用して、社会的課題解決と経済的利益の両立につながる新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を推進する。

合わせて、農林漁業者と多様な関係者による食品産業連携、6次産業化推進のため、各種相談に対して指導・助言等を行う食品産業連携アドバイザーを派遣する。

これらの業務の円滑な実施のため、事務局を設置し、その運營業務について委託する。

2 業務の内容

(1) 業務名

しまね食品産業連携プロジェクト事務局運營業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

(3) 委託業務内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 委託上限金額（予定）

7,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の財源の一部は国の補助金を予定しており、委託上限金額や委託内容については、国との調整により変更の可能性がある。

3 応募者の資格

上記2に掲げる業務を仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する者であって、提案した内容について、県からの電話、メールまたはFAX等による質問等に対して迅速に対応ができること。また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (3) コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は、上記(2)に該当する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 都道府県税の滞納がないこと。
- (8) コンソーシアムの構成員になって参加した上、単独の法人としても参加するなど、重複参加していないこと。

- (9) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (13) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (14) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

4 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 5 年 4 月 28 日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 5 年 5 月 12 日（金） 17 時 |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和 5 年 5 月 18 日（木） 17 時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和 5 年 5 月 23 日（火） 17 時 |
| (4) 審査会開催 | 令和 5 年 5 月 25 日（木）（予定） |
| (5) 選定結果の通知 | 令和 5 年 5 月下旬（予定） |
| (6) 契約締結 | 令和 5 年 6 月上旬（予定） |

5 企画提案事項

- (1) 企画コンセプト（基本的な考え方）
- (2) 実施スケジュール
- (3) 実施内容（仕様書に記載の業務内容）
- (4) 実施体制
- (5) 業務に要する経費及びその内訳
- (6) その他（自由提案）

6 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 5 月 18 日（木） 17 時（必着）
- (2) 提出方法 メールまたは郵送または持参
 - ・メールの場合は、必ず着信確認の電話をすること。
 - ・持参の場合は、平日の 9 時から 17 時までのみ受け付ける。
- (3) 提出先 下記 1 3 のとおり
- (4) 提出書類（提出部数：各 1 部）

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
- イ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月22日（月）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送または持参
 - ・持参の場合は、平日の9時から17時までのみ受け付ける。
- (3) 提出先 下記13のとおり
- (4) 提出書類（提出部数：各8部）
 - ア 企画提案書（様式第3号）
 - イ 企画書（A4、任意様式）
 - ・本要領5及び仕様書の内容を踏まえた上で記載すること。
 - ウ 業務実施体制図
 - エ 見積書
 - ・見積額の合計は本要領2（4）に定める委託上限金額を超えないこと。
 - ・仕様書の内容を踏まえた見積とし、明細が分かるように作成すること。
 - オ 会社概要またはパンフレット
 - カ その他、企画提案の参考となる資料（過去に行った類似業務の実績など）

8 提案にかかる質問

質問がある場合は、提出期限までに質問書（様式第4号）を提出すること。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和5年5月12日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法 メールまたはFAX（必ず着信確認の電話をすること。）
- (3) 提出先 下記13のとおり
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、随時、県産地支援課のホームページに掲載することにより通知する。ただし、質問の内容等によっては回答しない場合や、質問者のみに限定して回答する場合がある。

9 審査・評価方法

- (1) 審査の方法
県は企画提案者の中から本業務の受注者を選定するため、次のとおり審査会を開催し、プレゼンテーション方式による審査を実施する。
 - ア 開催日 令和5年5月25日（木）予定
 - ・1提案者あたり30分以内。（説明20分以内、質疑応答10分以内。）
 - ・時間割は後日、参加者に連絡する。
 - イ 会場 島根県松江市内
 - ・会場は後日、参加者に連絡する。
 - ウ 審査会による審査
 - ・別途定める審査基準により企画提案書の内容や企画提案者によるプレゼンテーション等を総合的に勘案し、最も優れていると判断される企画提案者を委託候補者として選定する。

- ・なお、応募者多数の場合は書面による一次審査を実施し、プレゼンテーション方式による二次審査へ参加する者を選定する。

エ プレゼンテーション

- ・提案者は事前に提出した企画提案書についてプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションの出席者は、1提案者あたり2名以内とする。
- ・企画提案書の提出日以降、提案者からの新たな資料追加や差替え、変更等は認めない。ただし、企画提案書の内容に不十分な点等があった場合、県から追加資料等の提出を求める場合がある。

オ その他

- ・審査会は非公開で行い、審査経過及び選定結果に関する問合せには応じない。
- ・天災地変、その他不可抗力等による社会情勢の変動により、審査方法等について変更する場合がある。

(2) 審査基準

提案のあった事業内容について下記の評価項目等により評価する。(評価点100点満点) なお、審査会において必要と認める項目を追加する場合がある。

①基本方針(10点)

- ・本プロジェクトの背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力、提案力が優れているか。

②プラットフォームの形成(10点)

- ・本プロジェクトに参加する事業者の募集方法等について、多様な関係者の参画が図られるよう創意工夫のあるものとなっているか。

③研修会及び戦略会議の開催(20点)

- ・LFPに関する意識醸成、新たなビジネスのアイデアの創出、クラウドファンディングを活用した新たな販売手法等が図られる内容となっているか。
- ・新たなビジネスに取り組む事業者のマッチング、ビジネス内容のブラッシュアップ等が適切に行われる内容となっているか。

④新たなビジネスの支援(10点)

- ・新たなビジネスの実施にあたり、事業者が取り組む新商品開発等への支援、進捗管理が適切に行われる内容となっているか。

⑤6次産業化等の取組支援(10点)

- ・農林漁業者等が6次産業化や食品産業連携等に取り組むにあたり、課題解決に向けた相談対応、指導・助言等の業務が適切に行われる内容となっているか。

⑥実施体制(20点)

- ・本業務を円滑に遂行できる組織体制や連絡体制が確保されているか。
- ・募集、運営、フォローアップまで一貫した会議、セミナー等、本事業と同様の事業の受託実績があるか。

⑦経費見積の妥当性(10点)

- ・事業内容に見合った経費積算になっているか。

⑧プレゼンテーション(10点)

- ・本業務について内容を熟知した上で、意欲的な提案を行っているか。

(3) 選定結果

選定の結果については、企画提案者に対して文書で通知するとともに、結果を公表する。なお、結果についての質問、異議申し立てには応じない。

(4) 選定後の取り扱い

県は、選定された委託候補者に、業務委託仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。なお、委託候補者が契約を辞退した場合及び仕様内容にかかる協議が整わなかった場合は、審査会での評価点が次点の企画提案者を委託候補者とする。

10 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に必要書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する応募や応募に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、本募集要領や指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約書

契約にあたっては、契約書を作成する。

(3) 委託料の支払

原則として精算払いとする。ただし、県との協議により必要があると認められる金額については概算払いをする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 個人情報の保護

本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

12 その他留意事項

- (1) 本件の公募にあたり説明会は開催しない。
- (2) 企画提案の応募に係る経費、契約締結に係る経費は全て企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書受付後、必要に応じて提案内容について、説明を求める場合がある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (5) 参加申込書（様式第 1 号）の提出後に応募を取り下げる場合は、速やかに取下書（様式第 5 号）を提出すること。

- (6) 本業務の実施にあたっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また業務委託後の具体的な業務内容や進め方などについては、随時、県と協議すること。
- (7) 本業務の成果品（実績報告書等）の著作権の全ては島根県に帰属する。
- (8) 天災地変、その他不可抗力等による社会情勢の変動により、契約後、本業務の中止または内容を変更する場合がある。

13 問合せ先及び書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1

島根県農林水産部 産地支援課 販路開拓室 販売物流係

電話 0852-22-5271 FAX 0852-22-6036

メール sanchishien@pref.shimane.lg.jp